

平成23年度公共図書館中堅職員研修会  
平成23年10月12日(千葉県立中央図書館)

# 図書館サービスにおける著作権

千葉大学情報部(附属図書館)学術情報課

森 一郎

# 本日の内容

- 用語や著作権法の簡単な動向, 閲覧, 貸出について  
(～スライド26)
- コピーサービス, 障害者サービスなどについて  
(スライド27～)

# [著作権法の] 目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって**文化の発展に寄与すること**を目的とする。

(著作権法1条)

# 著作権法の改正（1）

改正年	主な改正点
明治32年	著作権法 [旧]
	↳
昭和45年	全面改正 [現行]
昭和53年	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約との調整
昭和59年	レンタルレコードへの対応, 貸与権
昭和60年	コンピュータプログラムの保護
昭和61年	データベースの保護, 有線送信権
昭和63年	著作隣接権の存続期間延長
平成元年	実演家, レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設

# 著作権法の改正（2）

改正年	主な改正点
平成6年	世界貿易機関協定との調整
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 著作権に関する世界知的所有権 機関条約との調整
平成14年	実演家人格権
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制 限, 映画の保護期間延長
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	録音図書等の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成21年	インターネット等を利用した著作物利用の円滑化, 障害者の情 報利用機会の確保

# 著作権法の改正 (3)

改正年	主な改正点
平成11年	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (行政機関等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成13年	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (独立行政法人等に提供した未公表著作物の公表のみなし同意)
平成19年	映画の盗撮防止に関する法律 (映画の盗撮の私的複製からの除外) ※ 著作権法の条文は改正されていない。
平成20年	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (教科用拡大図書に関する利用者と利用法との拡大)
平成21年	国立国会図書館法の一部を改正する法律 (国立国会図書館による官公庁等のWebページの保存)

# 著作権

著作者人格権	公表権 (18条) / 氏名表示権 (19条) / 同一性保持権 (20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権 (21条) / 上演権, 演奏権 (22条) / 上映権 (22条の2) / 公衆送信権 (23条) / 口述権 (24条) / 展示権 (25条) / 頒布権 (26条) / 譲渡権 (26条の2) / 貸与権 (26条の3) / 翻訳権, 翻案権 (27条) / 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)

# 用語 (1)

著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (2条1項1号)
著作者	著作物を創作する者 (2条1項2号)
著作権者	著作権を有する者
複製	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法により著作物を有形的に複製すること (2条1項15号)
頒布	有償・無償を問わず、複製物を公衆に譲渡又は貸与すること(映画の著作物の場合は、公衆に提示することを目的として譲渡・貸与することを含む) (2条1項19号)
映画	映画に類似する視覚的・視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、物に固定されている著作物を含むもの (2条3項)



## 用語 (2)

公	衆	特定かつ多数の者を含む (2条5項)
演	奏	歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む) (2条1項16号, 2条7項)
口	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み, 実演に該当するものを除く) (2条1項18号, 2条7項)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)(公衆送信されるものを除く) (2条1項17号)

## 用語 (3)

公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと (2条1項7号の2)
自動公衆送信	公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (2条1項9号の4)
公表	著作権者等によって公衆に対して発行, 上演, 演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 展示された状態 (4条1項)
発行	その性質に応じ公衆の要求を満たす部数が複製権者等によって作成され頒布された状態 (3条1項)
翻案	編曲, 変形, 脚色, 映画化などにより新たな著作物を創作すること
二次的著作物	翻訳物・翻案物 (2条1項11号)

# 主な図書館サービスと著作権（1）

図書館サービス		関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧	書籍・雑誌		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
コピーサービス		複製権 (21条)	図書館等における複製 (31条1項)
		譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の9)

# 主な図書館サービスと著作権 (2)

図書館サービス	関係する主な権利	関係する権利制限規定
障害者サービス	点訳	複製権 (21条) 視覚障害者等のための複製等 (37条1項)
	音訳等	複製権 (21条) 公衆送信権 (23条) 視覚障害者等のための複製等 (37条3項)
	対面朗読	口述権 (24条) 営利を目的としない上演等 (38条1項)
	文字起等	複製権 (21条) 聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)
読み聞かせ・お話会	口述権 (24条) 営利を目的としない上演等 (38条1項)	
展示会	絵画・彫刻等 展示権 (25条) 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条1項)	

# 権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令 (13条1号)
- 国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人の告示, 訓令, 通達等 (13条2号)
- 裁判所の判決, 決定, 命令など (13条3号)
- 上記の翻訳物, 編集物で国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人が作成するもの (13条4号)

# 保護期間

下記以外のもの	著作者の死後50年 (51条2項)
無名又は変名の著作物	著作物の公表後50年 (52条1項)
団体名義の著作物	著作物の公表後50年 (53条1項)
映画の著作物	著作物の公表後70年 (54条1項)

※ 著作者の死亡した日(著作物が公表された日)の属する年の翌年から起算する。

# 保護期間の主な特例等

日本よりも著作権の存続期間が短い国で第一発行された著作物	その国の法律で定める期間 (58条)
戦時加算	英米豪仏などに対し約10年
昭和31年末までに公表された写真の著作物	保護期間満了
昭和28年末までに団体名義で公表された映画の著作物	保護期間満了
昭和45年末までに個人名義で公表された映画の著作物	公表後70年より長ければ著作者の死後38年

# 概念図

無許諾で著作物を利用できる範囲

著作物の利用に許諾が必要な範囲

法律が想定していない範囲



# 図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」
平成14年	2月	図書館等における著作物等の利用に関する検討
平成14年	11月	図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
平成16年	5月	図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	学術著作権協会，出版者著作権管理機構，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本文藝家協会
	(オブザーバ)日本新聞協会，日本複写権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会
	(オブザーバ)国立国会図書館，日本看護図書館協会

(50音順，平成23年9月現在)

# 著作物の利用に関するガイドライン

発行年	ガイドライン
平成10年	[上映会に関する] 了解事項
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項
平成16年	<del>障害者用音訳資料利用ガイドライン</del>
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン
平成18年	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン
平成22年	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

# 営利を目的としない上演等

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(著作権法38条1項)

# 閲覧サービスの要点

- 公表された著作物は、
  - 営利を目的としない事業として、
  - 聴衆等から料金を受けない場合で、
  - 下記を行う者に報酬が支払われない場合、
  - 上演、演奏、上映、口述することができる。
- 
- ※ 上記の利用ができる施設は規定されていない。
  - ※ 図書や雑誌を施設内で見せるだけの利用を目的とした権利は規定されていない。
  - ※ 著作物は翻案(改変)できない。上演や口述などを行うにあたって複製はできない。

# 上映会に関する了解事項・合意事項

◎ 了解事項

◎ 合意事項

※ 図書館で影像資料を利用して、多人数を対象とした上映会が頻繁に行われた時期に、権利者団体から著作権者の利益を害するとの声上がり、作成されたもの。

- 多人数を対象とした上映会が対象。
- 権利者が承認したものの使用が原則。
- 承認されていないものを使用する場合は販売元に照会。
- いわゆる権利処理済のものでも貸出についてのみ権利処理されているものは対象外。

# 営利を目的としない上演等

公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

(著作権法38条4項)

# 営利を目的としない上演等

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(著作権法38条5項)

# 映画の著作物の複製物の 貸与が認められる施設

法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 1 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- 2 図書館法第2条第1項の図書館
- 3 [略]

(著作権法施行令2条の3, 1項)



# [図書館法における図書館の] 定義

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

(図書館法2条1項)

# 貸出サービスの要点

- 公表された著作物は、
  - 営利を目的としない事業として、
  - 貸出を受ける者から料金を受けない場合、
  - 貸出することができる。
- ※ 映画の著作物以外については貸出できる施設が規定されていない。
- ※ 映画の著作物を貸出できる施設は複写サービスよりも限定的。都道府県立図書館や市町村立図書館は対象。
- ※ 映画の著作物の貸出を行う場合、著作権者に補償金を支払う必要がある。補償金の制度は未完成。

# 図書館等における複製

国立国会図書館及び**図書**、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする**図書館その他の施設**で政令で定めるもの(以下この項において「**図書館等**」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、**図書館等の図書**、記録その他の資料(以下この条において「**図書館資料**」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された**著作物の一部分**(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3 [略]

(著作権法31条1項)

# 図書館資料の複製が認められる図書館等

法第31条第1項( [略] )の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。

1 図書館法第2条第1項の図書館

2 [略]

3 [略]

4 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの

5 [略]

6 [略]

(著作権法施行令1条の3, 1項)

# 司書に相当する職員

令第1条の3第1項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務(以下「図書館事務」という。)に従事するものとする。

- 1 図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第2項の司書となる資格を有する者
- 2 図書館法第4条第3項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後4年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 3 [略]
- 4 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 5 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、4年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(著作権法施行規則1条の2)

# 複製主体について

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条に定める有資格者(司書又はこれに相当する職員)が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり、複製をコピー業者に委託したりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。

ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者又はコピー業者に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。

(著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976) pp.24-25)

# 複写複製サービスの条件について

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあつては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めているが、通常の販売経路において当該定期刊行物入手することができない状態をもって「相当期間を経過」したものと理解すべきであろう。

(著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976) p.25)

# コンテンツ提供者以外が行う アーカイブ活動の円滑化

国立国会図書館以外の図書館等の行うアーカイブ活動については、前述のとおり現行第31条第2号の規定に該当するのであれば、その所蔵する資料を複製することができる。例えば、損傷、紛失の防止等のためにデジタル化することも不可能でなく、また、記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのためにデジタル化をすることについても、同規定の解釈として不可能ではないと考えられる。

このように、国立国会図書館以外の図書館等においても、蔵書をデジタル化する場面は考えられるが、デジタル化された資料を館外に提供したり提示したりすることについては、国立国会図書館でデジタル化された資料と同様に、関係者間の協議によって議論を続けることが必要である。

(文化審議会著作権分科会報告書(2009) p.192)



# 複製権の制限により作成された複製物の譲渡

第31条第1項(第1号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)[略]、第37条、第37条の2(第2号を除く。以下この条において同じ。)[略]の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1項[略]の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。))を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1項[略]、第37条第3項、第37条の2[略]の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1項[略]の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第31条第1項[略]、第37条第3項[略]に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(著作権法47条の9)

# 複写サービスの要点

- 司書に相当する専任の職員がいる都道府県立図書館や市町村立図書館は、
  - その図書等を
  - 利用者の求めに応じて、
  - 利用者の調査研究のため、
  - 公表された著作物の一部分(ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された著作物は全部が可能)のコピーを、
  - 1人につき1部提供することができる。
- 
- ※ 小中高等学校図書館や病院図書館などは対象外。
  - ※ コピーを電子メールやファクスで送ることは対象外。
  - ※ 映画の著作物のコピーを提供することも対象外。

# 複写サービス関係のガイドライン (1)

## ◎ 複製物の写り込みに関するガイドライン

※ 1ページに納まっているような著作物をコピーして提供する場合、厳密には「一部分」を超える部分は隠したりした上でコピーする必要があるが、そのような場合の運用についてのガイドライン。

- あくまで1ページという単位が原則。
- 楽譜, 地図, 写真集・画集, 雑誌の最新号は対象外。

# 複写サービス関係のガイドライン (2)

## ◎ 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書複製に関するガイドライン

※ 著作権法上は、図書館間協力で借り受けた資料を借りた側の図書館でコピーできないが、それらの資料に対する複写申込があった場合のガイドライン。

- 雑誌や視聴覚資料は対象外。
- 入手困難な“図書”に限られる。
- 双方が、いわゆる31条図書館であることが必要。
- 通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。
- 購入努力義務がある。

# 他の権利制限規定との関係など

◎ 「図書館等における複製 (31条)」以外の、複写に関する主な権利制限規定

- 私的使用のための複製 (30条)
- 学校その他の教育機関における複製等 (35条)
- 裁判手続等における複製 (42条)

# 著作権法31条に基づく複製以外に 図書館が行う複製について

1. 図書館は、権利者の許諾を得て図書館資料を複製することがある。
2. 図書館は、図書館の利用者が私的利用のために自動複製機器によって図書館資料をその館内において複製することがないように努める。
3. 図書館は、図書館の利用者が私的利用のために持参の携帯用機器などを使用して図書館資料を複製することについて、管理上の観点から制限することがある。
4. 図書館は、法35条にいう「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者」ではない。
5. 図書館は、法35条における「教育を担当する者及び授業を受ける者」がその所蔵資料を無許諾で複製することについて、管理上の観点から制限することがあり、また、そのような複製については、法31条に基づく無許諾の複製とは区別して取り扱うこととする。
6. 図書館は、訴訟の当事者になるなどの場合、法42条によって、みずから無許諾で複製することがある。
7. 図書館は、法42条によって複製を行う者がその所蔵資料を複製することについて、管理上の観点から制限することがあり、また、そのような複製については、法31条に基づく無許諾の複製とは区別して取り扱うこととする。

(全国公共図書館協議会・国公私大学図書館協力委員会意見募集資料(2010))

# 視覚障害者等のための複製等

公表された著作物は、点字により複製することができる。

(著作権法37条1項)

# 視覚障害者等のための複製等

視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（〔略〕）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（〔略〕）により公衆に提供され、又は提示されているもの（〔略〕）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（〔略〕）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（著作権法37条3項）



# 視覚障害者等のための複製等が認められる者

法第37条第3項（[略]）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

1 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（[略]）

イ [略]

ロ [略]

ハ [略]

ニ [略]

ホ **図書館法第2条第1項の図書館**（司書等が置かれているものに限る。）

ヘ [略]

ト [略]

チ [略]

2 [略]

（著作権法施行令2条1項）

# 翻訳，翻案等による利用

次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には，当該各号に掲げる方法により，当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

- 1 第30条第1項，第33条第1項( [略] )，第34条第1項又は第35条 翻訳，編曲，変形又は翻案
- 2 第31条第1項第1号，第32条，第36条，第37条第1項若しくは第2項，第39条第1項，第40条第2項，第41条又は第42条 翻訳
- 3 第33条の2第1項 変形又は翻案
- 4 第37条第3項 翻訳，変形又は翻案
- 5 第37条の2 翻訳又は翻案

(著作権法43条)

# 出所の明示

次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 1 第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項、第37条第1項、第42条又は第47条の規定により著作物を複製する場合
- 2 第34条第1項、第37条第3項、第37条の2、第39条第1項、第40条第1項若しくは第2項又は第47条の2の規定により著作物を利用する場合
- 3 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条、第36条第1項、第38条第1項、第41条若しくは第46条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

(著作権法48条1項)

# 複製物の目的外使用等 (1)

次に掲げる者は、第21条の複製を行ったものとみなす。

1 第30条第1項、第31条第1項第1号 [略] 第37条第3項、第37条の2本文(同条第2号に係る場合にあつては、同号。次項第1号において同じ。)[略] 第47条の2 [略] に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物([略])を頒布し、又は当該複製物によって当該著作物を公衆に提示した者

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(著作権法49条1項)

## 複製物の目的外使用等 (2)

次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第27条の翻訳，編曲，変形又は翻案を行ったものとみなす。

1 第30条第1項，第31条第1項第1号 [略] 第37条第3項，第37条の2本文 [略] に定める目的以外の目的のために、第43条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し，又は当該複製物によって当該二次的著作物を公衆に提示した者

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

(著作権法49条2項)

# [視覚] 障害者サービスの要点

- 司書等がいる都道府県立図書館や市町村立図書館は、
  - 公表された、視覚により認識される方式で提供される著作物を、
  - 著作権者等から視覚障害者等が利用するために必要な方式で提供されていない場合、
  - もっぱら視覚障害者等の利用に供するために、
  - 視覚障害者等が利用するために必要な方式で、
  - 複製、自動公衆送信することができる。
- ※ 点訳は、上記とは関係なく誰でもできる。
- ※ 対面朗読は「閲覧サービスの要点」参照。

# 障害者サービス関係のガイドライン

## ◎ 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン

※ 37条3項の「視覚による表現の認識に障害のある者」や「視覚障害者等が利用するために必要な方式」などに関するガイドライン。

- 「視覚による表現の認識に障害のある者（以下、「視覚障害者等」）」は、広めに捉えられている。
- 視覚障害者等については、添付の確認項目リストで確認の上、一般利用者とは別の登録が必要。
- 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」についても広めに捉えられている。
- 録音図書等の市販状況の確認方法について定められている。

# 聴覚障害者等のための複製等

聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（〔略〕）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式（〔略〕）により公衆に提供され、又は提示されているもの（〔略〕）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

1 〔略〕

2 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

（著作権法37条の2）



# 聴覚障害者等のための複製等が認められる者

法第37条の2( [略] )の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

1 法第37条の2第1号( [略] )に掲げる利用 次に掲げる者

イ [略]

ロ [略]

2 法第37条の2第2号( [略] )に掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。)

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者( [略] )

(1) [略]

(2) [略]

(3) **図書館法第2条第1項の図書館**(司書等が置かれているものに限る。)

(4) [略]

ロ [略]

(著作権法施行令2条の2, 1項)

# 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

令第2条の2第1項第2号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 専ら法第37条の2第2号の規定の適用を受けて作成された複製物( [略] )の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。
- 2 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次に掲げる事項を含む規則を定めること。
  - イ [略]
  - ロ [略]
- 3 複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しをする場合は、当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物とともに、法第37条の2第2号の規定により複製を行った者の名称及び当該聴覚障害者等用複製物を識別するための文字、番号、記号その他の符号の記録( [略] )又は記載をして、当該貸出しを行うこと。
- 4 聴覚障害者等用複製物の貸出しに係る業務を適正に行うための管理者を置くこと。

(著作権法施行規則2条の2, 1項)

# 美術の著作物等の譲渡 等の申出に伴う複製等

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)(当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。)を行うことができる。

(著作権法47条の2)

# 美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等について講ずべき措置

法第47条の2の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- 1 法第47条の2に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
- 2 法第47条の2に規定する公衆送信 次のいずれかの措置
  - イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。
  - ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製( [略] )を電磁的方法( [略] )により防止する手段であって、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること。

(著作権法施行規則2条の2, 1項)

# 著作物の表示の大きさ 又は精度に係る基準 (1)

令第7条の2第1項第1号の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 1 図画として法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさが50平方センチメートル以下であること。
- 2 デジタル方式により法第47条の2に規定する複製を行う場合において、当該複製により複製される著作物に係る影像を構成する画素数が32,400以下であること。
- 3 前二号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。

(著作権法施行規則4条の2, 1項)

# 著作物の表示の大きさ 又は精度に係る基準 (2)

令第7条の2第1項第2号イの文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 1 デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る映像を構成する画素数が32,400以下であること。
- 2 前号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要な最小限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致するものであると認められること。

(著作権法施行規則4条の2, 2項)

# 著作物の表示の大きさ 又は精度に係る基準 (3)

第7条の2第1項第2号口の文部科学省令で定める基準は、次に掲げるもののいずれかとする。

- 1 デジタル方式により法第47条の2に規定する公衆送信を行う場合において、当該公衆送信により送信される著作物に係る映像を構成する画素数が90,000以下であること。
- 2 前号に掲げる基準のほか、法第47条の2に規定する公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が、同条に規定する譲渡若しくは貸与に係る著作物の原作品若しくは複製物の大きさ又はこれらに係る取引の態様その他の事情に照らし、これらの譲渡又は貸与の申出のために必要と認められる限度のものであり、かつ、公正な慣行に合致すると認められるものであること。

(著作権法施行規則4条の2, 3項)

# 資料

- 複製物の写り込みに関するガイドライン  
<http://www.jla.or.jp/fukusya/uturikomi.pdf>
- 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン  
<http://www.jla.or.jp/fukusya/taisyaku.pdf>
- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A, 「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A  
<http://www.jla.or.jp/fukusya/q&a.pdf>
- 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン  
<http://www.jla.or.jp/20100218.pdf>